

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例等の一部改正
意見募集の趣旨	関係法令の一部改正に伴う改正を行うほか、有害興行、有害図書類の指定に関し、知事が指定する団体が青少年の視聴等を不相当と審査したものを有害興行、有害図書類として指定する団体指定方式を導入します。 また、条例の保護対象である青少年に対する罰則の除外規定新設等の改正を行います。 このため、広く県民の皆様から改正案に対する御意見を募集します。
意見の提出期間	令和3年11月10日（水）から令和3年12月3日（金）まで
意見の提出方法	持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法にて、意見書（様式自由）を提出願います（必着）。 なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、氏名、住所及び連絡先（電話番号やメールアドレス等）を明記願います（電話等による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承願います。）。
意見の提出先	1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 （県庁西館8階） 静岡県教育委員会社会教育課 青少年育成班 2 ファクシミリの場合 054-221-3362 （静岡県教育委員会社会教育課） 3 電子メールの場合 kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県教育委員会社会教育課 青少年育成班 電話番号 054-221-3313
備考	いただいた意見（類似する意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページにおいてお示しします。 意見を提出された方、お一人おひとりに回答はいたしませんので、御了承ください。